

## 北海道農業再生協議会令和4年度第2回水田部会 次第

日 時：令和4年10月14日（火）16:30～

場 所：北海道第2水産ビル4階 4F会議室

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 題

（1）5年産「生産の目安」の基本的な考え方について

（2）令和5年度産地交付金について

（3）その他

### 4 閉 会

## 北海道米をめぐる状況

## 1 令和4年産水稻の作柄状況

(単位：ha、トン)

		2年産		3年産		4年産 (R4.9.25)
全国	作付面積	1,575,000	▲11,000	1,564,000	▲19,000	1,545,000
	(主食用)	(1,366,000)	▲63,000	(1,303,000)	▲52,000	(1,251,000)
北海道	作付面積	104,700	▲1,400	103,300	▲1,800	101,500
	(主食用)	(95,300)	▲6,900	(88,400)	▲5,900	(82,500)
	収穫量	594,400	▲20,700	573,700	—	未発表
	(主食用)	(553,700)	▲26,000	(527,700)	▲40,900	(486,800)
	作況	106	+2	108	▲2	106

資料：農林水産省「作物統計」「令和4年産水稻の作付け面積及び9月25日現在における作柄概況」

注1：作付面積には青刈り面積を含む。

注2：収穫量は子実用。

## 2 主食用米等の需給見通し（令和3年7月）

(単位：万トン)

		4年3月		4年7月	
令和4/5年	令和4年6月末民間在庫量	A	213~217	0~+4	217
	令和4年産主食用米等生産量	B	675	0	675
	令和4/5年主食用米等供給量計	C=A+B	888~892	0~+4	892
	令和4/5年主食用米等需要量	D	692	0	692
	令和5年6月末民間在庫量	E=C-D	196~200	0~+4	200

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

## 3 需要実績の推移

(単位：万トン)

		30/元年		元/2年		2/3年		3/4年 (速報値)
全国		734.6	▲20 ▲3%	714.4	▲10 ▲1%	704.0	▲2 ▲0%	701.7
	北海道	50.6	+5 10%	55.5	▲5 ▲9%	50.5	+3 6%	53.4

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

#### 4 民間在庫量の推移

(単位：千トン)

	R2. 8月末		R3. 8月末		R4. 8月末
全国	1,010	+170	1,180	+40	1,220
北海道	85	+41	125	+0	125

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。

注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

#### 5 相対取引価格の動向

(単位：円/60kg)

	2年産 (出回り～3年10月)		3年産 (出回り～4年8月)
北海道ななつぼし	14,382	▲1,707	12,675
北海道ゆめぴりか	16,945	▲1,204	15,741
北海道きらら397	13,379	▲1,433	11,946

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

#### 6 事前契約数量の推移

(単位：千トン)

	元年産	2年産	3年産	4年産
全国	1,403	1,500	1,407	824
(事前契約比率)	(47%)	(50%)		
北海道	208	206	197	151
(事前契約比率)	(60%)	(56%)		

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」「米の農産物検査結果」

注1：対象は、年間取扱数量5,000トン以上の出荷事業者。

注2：令和3年産及び令和4年産の値は令和4年7月末時点の速報値。

## 5年産「生産の目安」の運用改善及び産地交付金等の検討に向けたアンケート 調査結果取りまとめ

回答協議会数 121 協議会中 120 協議会

問1 令和4年産米において、貴協議会で「生産の目安（地域間調整後）」に即した作付が行われているかどうかお聞きます。

問1-1 4年産から、地域協議会は、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示することとしています  
が、以下の中から、現在の貴協議会の実態に一番近いものを選択してください

項目	協議会数	【参考】 昨年の調査結果
① 生産者ごとに「生産の目安」を提示しており、「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	66 (55%)	72 (60%)
② 生産者ごとに「生産の目安」を提示しているが、一部生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	9 (8%)	3 (2%)
③ 生産者ごとに「生産の目安」を提示していないが、結果的に、地域協議会全体の「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	37 (31%)	41 (34%)
④ 生産者ごとに「生産の目安」を提示しておらず、生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	8 (7%)	5 (4%)
合計	120 (100%)	121 (100%)

問1-2 問1-1で②と回答した方に伺います。前問で回答した「（作付動向を把握できていない）一部生産者」の人数や面積を教えてください。

A協議会	224人中	184人程度	1,121 ha中	469 ha程度
B協議会	42人中	7人程度	359 ha中	7 ha程度
C協議会	65人中	34人程度	453 ha中	262 ha程度
D協議会	180人中	20人程度	210 ha中	10 ha程度
E協議会	32人中	2人程度	80 ha中	1 ha程度
F協議会	16人中	14人程度	37 ha中	5 ha程度
G協議会	173人中	1人程度	1,482 ha中	6 ha程度
H協議会	125人中	2人程度	2,100 ha中	17 ha程度
I協議会	60人中	1人程度	1,300 ha中	13 ha程度
合計	917人中	265人程度	7,141 ha中	790 ha程度

【把握できない生産者が増えている場合、その理由や背景】

A協議会	生産の目安を提示しているものの、作付内容については生産者個人の経営判断に任せている為、作付内容は把握していても、実際の作付面積が生産の目安の通りとはなっていない。
B協議会	今後、戸数・面積については、現状にて推移すると考えております。

C 協議会	問1でリストに該当するものがなかったので、一番近いものを選択しました。当協議会では、今年度、生産の目安を生産者全員に掲示しましたが、生産の目安通りとなった方は65名中31名程度となり、34名の方は生産の目安を超える作付になりました。
E 協議会	農業協同組合に加盟していないため、生産や販売の実績が補足できないため。
F 協議会	目安を提示し作付動向の把握もできているが、加工用米の抛出数量が足りず目安を超えてしまっている（主食用米を減らしたくない生産者の意向）。

**問1-3 問1-1で①又は②と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示した後、実際の作付動向等に応じ、地域協議会全体で深掘りが起こらないような調整を行っていますか？**

項目	協議会数
① 調整を行っている	37
② 調整は行っていない	38
合計	75

**【具体的な調整の方法】**

項目	協議会数
① 生産者ごとに目安を提示後、作付動向等を把握しながら、地域内で調整を行う。	19 協議会
② 非主食用米への誘導。	16 協議会
③ J A間の地域間調整。	5 協議会

※ 延べ数

(協議会からの回答内容詳細)
個人毎に目安を提示し主食用米の作付希望調査（調査表へ主食用米作付が目安を上回った場合、調整希望となる水張転作および一般転作も同時に記入回答を頂いている）を行い、地域全体集計後、目安を上回った場合は個別確認および地域間調整（J A内他地域協議会との調整を含む）にて対応。
個人毎に生産の目安を提示し、主食用米の作付希望を調査を行う。地域全体集計後、地域間調整等を行う。
主食用米を含め基本的に生産者の経営に直結している事から、「生産の目安」を第1に考える事はできないと考えます。しかし、協議会全体として「生産の目安」内に収まるよう、飼料用米等への転換を個別に案内し誘導しています。しかし、結果としてオーバーする場合は再度検討し案内しますが、無理強いはできません。
営農計画作成前に目安を提示（1月）➡出荷契約（6月）後に確定・生産者での調整
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示
作付意向調査を時期を分けて複数回実施。生産の目安を超える水稲作付意向があった場合には、政府備蓄米・飼料用米（一括管理）への取組みを行い水張り面積の維持と調整を行っている。
作付意向調査を時期を分けて複数回実施。生産の目安を超える水稲作付意向があった場合には、政府備蓄米・飼料用米（一括管理）への取組みを行い水張り面積の維持と調整を行っている。
生産の目安より深掘した場合、再生協議会を中心に各生産者間の調整をする場合がある。
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示
情勢に応じて、生産者間の「生産の目安」の調整・再提示
以前は「生産の目安」に未達分は、加工用米を調整弁としていたが、現状は飼料用米を調整弁としている。

生産者間及び北いぶき管内の地域協議会も含め調整を行っている。
加工用米、備蓄用米を調整弁として、J A 管内での地域間による調整により対応。
・「生産の目安」を協議会配分から各農事組合へ配分し、各農事組合内で個人ごとに調整を行う。深掘りがある場合は再度農事組合へ配分する。
当協議会は生産の目安を超過する主食用米が作付けされているため、深掘りはありませんが、生産の目安を超過する方に主食用米等への転換を依頼しています。
再生協議会では「生産者個々の生産の目安」を提示している。 また数量調整においては、農業協同組合の担当部署で行っている。
作付意向面積をベースに仮調整を行い、地域間調整、実作付面積が決まり次第最終調整をする。
飼料用米を調整弁としている。
飼料用米を調整弁としている
再掲示
生産者間の「生産の目安」の調整・再掲示など
4月に作付面積確認を行っているが、実面積と過不足が発生するため、予め提示する際に若干（1ha程度）の余分を残している。 水稻作付後の実績に応じ再調整（水張り転作率が変わらないように主食用米・飼料用米等を配分）する。
作付前のは場図による確定と作付後の現地確認による
生産の目安を基に再調整・再提示を行っている
事前に組合員へ水張面積希望調査を行い、集計した面積を元に生産の目安の範囲になるよう、一定の補正係数をかけ圧縮し、主食用米面積を調整している。
毎年2月に各生産者に対して水稻の作付意向調査を行ったうえで、生産者ごとの「生産の目安」を提示しているため、実際の作付面積に変更が生じたとしても、その影響は限定的である。
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示の実施
生産者間の「生産の目安」の調整
地域間調整での面積増や生産者の作付の増減があった場合に再度生産の目安の算出を行い再提示している。
生産の目安面積をオーバーしないように、加工米等で調整している
加工米や備蓄米への調整を行っている
4年産作付けベースにおいては、地域作付意向＞生産の目安の為、過剰分は主食用米以外での対応をしている。
生産者間で生産の目安を調整した上で、米粉用米を調整弁としている。
現状、ここ数年目安を越えた作付はないので調整はしておりませんが、作付動向に応じ調整が必要な場合は、生産者間の目安の調整・再提示を行います。
生産者間の「生産の目安」の調整・加工用米への調整

### 【調整を行わない（行えない）理由や背景】

項目	協議会数
目安に強制力が無い（個人の経営判断と認識）	6 協議会
深掘りがダメと認識していない	2 協議会
非主食用米が区分管理で行われており、調整ができない	1 協議会
その他	10 協議会

※ 延べ数 ※「そもそも深掘りしていない」「小面積」という理由はカウントから除外

### （協議会からの回答内容詳細）

J A 間で主食用米の「生産の目安」調整を実施しており、受け手の要望を満たす「生産の目安」面積を放出しているため。

作付については生産者個人の経営判断に任せている為、
生産者の意向を合計しても目安に届いていないため
生産者の意向のため。また、生産者への目安の提示後に地域協議会で、深掘りが起こらないように再度調整することが必要な認識ではなかったため。
非主食用米に取り組む生産者のうち、区分管理方式が大多数を占める為、生産者への一律での再配分は困難なのが現状。
あくまで「目安」の提示であり、農業者の水稲作付に対して強制力がないと認識しているため。
主食用米の目安を越えなければ深掘りについては制限していないため
需給動向を踏まえて農協で協議してもらい、生産者との契約面積・数量を決定。
深掘りについては飼料用米など、当初配分を行わない部分を農業者が選択することもあり、そういった部分に制約を加える必要がないため。
主食用米を減らしたくない（価格などの面から）生産者の意向等により、調整への協力を得にくい状況にあったため。
主食用米価格の先行きに不安定要素が多いので、非主食用米作付希望生産者の意向を優先している。（生産者の経営判断を尊重）
他の米業者との非主食用米の契約も自由に行われており、結果として生産調整方針作成者の当JAで配分目安を調整・提示しているが、20ha以上の非主食用米の深掘りとなり、翌年において、地域全体の主食目安に影響を及ぼしている
個人で業者と契約（新規需要米や新市場開拓米）の場合、把握が難しくその後の調整が出来ない。
再調整の事務量や実際の作付けスケジュールを踏まえ、再調整は行っていない
今までは、生産の目安になっていたため調整無し。 R4年産はリノベーション事業により生産の目安を下回ったが調整は行っていない。
地域性によるもので調整の必要がないため
生産の目安に応じて作付け者全生産者に均等に配分（非主食）
過去にも調整を行った実績が無い。
生産者戸数減少等があるため行っていない

**問1-4 問1-1で③と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示していないに関わらず、「実際の作付面積」が概ね「生産の目安」どおりとなる理由や背景を教えてください（昨年と同じ場合でも記述をお願いします）。**

（協議会からの回答内容詳細）
前年の秋より生産者個々より作付意向調査を2度行い、年明けには地域を代表する方を招いて「生産の目安推進会議」を開催、水稲育苗前には全戸を招いて米をめぐる情勢等の説明会を開催しています。
当市の生産者の多くは、積極的な作付転換を行わず、従来どおりの作物を作付けする傾向が強いため。
農業者ごとに生産の目安を提示していないが、南幌町全体の生産の目安を提示し、個人ごとに作付意向調査を行い、南幌町全体の作付面積を把握している。作付意向調査の結果から生産の目安を上回った場合は、調整を図り不公平のないように取り進めている。
地図システムで各生産者の作付けを把握しているため
農業者へ水稲の作付意向調査を実施したうえで、道再生協へ水稲作付意向を報告しており、結果的に意向面積が概ね生産の目安として提示されるため。
個人ごとには「生産の目安」を提示していないが、事前に作付意向調査を実施し、次年度の作付を把握したうえで、農事組合長会議にて町に設定されている生産の目安を公表し、農事組合長から農事へおろし調整を依頼している。その後の数字については道協議会等で地域間の調整により「生産の目安」どおりとなる。
水稲の生産量・生産者そのものが少なく、目安を達成するために協力いただける規模や経営状況の生産者はさらに少ない。特別にお願いできそうな方に個別に相談し、対応可能な範囲でご協力いただき調整している。
次年度の作付意向を前年度の10月頃にJA道央を中心に行っている。作付意向調査を基に示された生産の目安を超過した面積を再提示して主食用米からの用途転用による深掘り対策を行い目安どおりの生産を行っている。
自発的な作付転換や、高齢化で年々生産を辞める等の自然減により、結果的に概ね生産の目安通りの作付となっている。

自発的な作付転換や、高齢化で年々生産を辞める等の自然減により、結果的に概ね生産の目安通りの作付となっている。
当該地域の生産の目安を生産者に示した（産地交付金説明会等）主食用米から新規需要米（加工用米・飼料用米・輸出用米）への作付転換を促し、生産者の作付意向（10月頃実施）を聞きながら、転換支援を行うことで生産の目安をクリアできている。
地域の生産の目安を越える作付けについては、個々の転作率を算出し、越える面積を新規需要米等に割り振りしているため。
水張面積を維持しつつ、水稻を含めた転作の面積が増加傾向にあるため。
本誌の農地は、地形的制約から傾斜地が多く面積的にもまとまって形成している地域が少ない中、水稻を作付けている農家数は少なく、また高齢で小規模な農家が多く作付け拡大はあまり見込めない状況である。
作付け農業者が1名であり、作付け箇所の拡大・縮小を行っていないため。
近年作付面積に変化はなく、今後作付面積の増減があったとしても、僅かであると考えます。
前年度に作付予定の確認はとっている。
協議会は配分された目安の範囲内になるよう加工用米・飼料用米で調整している為。
協議会が配分された目安の範囲内になるよう加工用米・飼料用米で調整している為。
例年水稻の作付面積の増減があまりないため概ね生産の目安どおりになっていると思われる。
小規模であり作付面積も変更が無いため
離農や作目の変更等により、生産の目安を提示してなくても結果的に概ね生産の目安に近づく結果となる。
JAの協力により、営農計画作成の際に作付面積を確認し目安以内となるように調整しているため。
生産者から、変更がない限り収穫後、翌年面積の聞き取り調査を行っている。
例年大きく作付面積が変わることが無いため。
「生産の目安」を上回らないように非主食用米に取り組んでいただくことで概ね「生産の目安」どおりとなっている。
町内の水稻経営者はほとんどが高齢者にも関わらず、担い手もいないため、現状の作付面積を維持することで精一杯ですが、結果として、生産の目安くらいの作付となっているのが現状です。
協議会で「生産の目安」どおりとなるよう割り振っているため。
生産者毎の生産の目安を算定するにあたり、令和4年2月に全農業者に対し水稻作付意向調査を実施。また、日頃から米の需給バランスや価格維持のための生産調整の必要性について説明を行っていたところ。その結果、生産の目安以下の作付意向であったことから、生産者毎の生産の目安は設定しなかった。
地域協議会より、通知されたJA分の「生産の目安」面積を基に「生産の目安」同意者を対象とし、主食用米作付面積を一律の割合で配分しているため、概ね「生産の目安」と作付面積が同等の数字となっている。
本町の農業者はおおむね耕作可能な水田へは遊休地にすることなく耕作していることから、ほぼ生産の目安との差がないのが現状となっている。
1月に作付意向を集計し、4月に周知を行い生産者の協力を求めている
地域の生産面積が生産の目安で提示された面積とあまり差がないため。
作付面積に大きな変更はなく、年度当初に把握している作物生産が行われている現状
水稻作付面積の意向確認を行ったうえで、備蓄用米や飼料用米での調整を実施したため
基盤整備事業が予定どおり実施されないことを考慮して数値を提示。
例年生産者が前年と同程度の面積で作付けを行っているため。

**問1-5 問1-1で④と回答した方に伺います。今後、「生産の目安」に即した作付に向けて、貴協議会で改善する予定がある場合は、どのように改善する予定かを教えてください。また、改善する予定が無い場合は、その理由や背景を教えてください。**

項目	協議会数
① 改善する予定がある。	3
② 改善する予定は無い。	5

【どのように改善する予定か】

(協議会からの回答内容詳細)
関係各所と連携し、生産者へ提示したい。
個々に台帳を作成し、全面積を一括管理し、町と協議し生産者ごとに「生産の目安」を提示できよう検討する。
農協と連携し作付意向調査を行い、個人ごとの目安の算出を行う。

【改善する予定が無い理由や背景など】

(協議会からの回答内容詳細)
本村では作付けされた米の大部分は村内で流通し消費されているため、現状の改善は不要と考えている。
元々水稻の作付けが少なく主に自家用米の生産であることから生産の目安を提示する必要性を感じていない。
生産者が自己で判断し生産していることや、生産者の規模が小さく一律〇〇%減といった方法が取れず、一部の生産者にのみ負担を強いるわけにいかない。
作付動向は把握しているが目安通りにならないのが現状である。また、協議会として主食用米に取り組む生産者については目安通りに作付けさせるような強制はしていない。
米の生産がなく、今後の生産予定もないため

※ 5協議会中 2協議会は水稻の作付けがゼロ又は1ha未満、2協議会は50ha未満

問2 近年、全道の「生産の目安」に対して、「作付実績面積」が大きく乖離する（深掘りする）傾向が見られますが、近年の需給環境の悪化による主食用米の作付け意欲低下が主要因と想定されるほか、例年10月頃に調査している「作付意向面積」と「作付実績面積」が、一部の地域協議会において、（意向面積と目安の差以上に）大きく乖離していることも要因の1つと考えています。

本課題を解決するため、「過去の乖離実績(目安と実績面積の差)」を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加えること等を検討（※）しておりますので、検討の参考とするため、以下の回答についてご協力をお願いします。

問2-1 貴協議会では、作付意向調査に記載する数値をどのように把握していますか？

項目	協議会数	【参考】 R4の主食用米と目安の乖離率の平均（主食用米100ha以上）
① 個々の生産者へのアンケート （または個別ヒアリング）	53 協議会	2.5%
② 種子の注引量	9 協議会	4.1%
③ 過去実績からの推計	54 協議会	2.8%
④ その他	4 協議会	0.7%

**【その他の具体的な調整の方法】**

(協議会からの回答内容詳細)
農協への確認
農協より情報提供を受けている。
前年度の水稲作付面積・当年度の国営基盤整備状況より把握
米の生産がなく、調整の必要は不要

問2-2 問2-1で①と回答した方に伺います。生産者へのアンケートやヒアリングの時期はいつ頃ですか？

- ※ 5年産の作付意向調査に向けたアンケートやヒアリングの場合
- ※ 複数回行う場合は直近のアンケートやヒアリングの時期

項目		協議会数
令和3年	8月	1 協議会数
	11月	1 協議会数
令和4年	1月	4 協議会数
	2月	2 協議会数
	5月	2 協議会数
	6月	1 協議会数
	8月	4 協議会数
	9月	7 協議会数
	10月	23 協議会数
11月	8 協議会数	

問2-3 「過去の乖離実績（目安と実績面積の差）」を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加える案についてご意見をお願いします（回答が無い場合は賛成とみなします）。

項目	協議会数
① 賛成	56
② 反対	44
未回答	20
合計	120

**【反対の理由】**

(協議会からの回答内容詳細)
水田活用の直接支払交付金において5年に1度水張りを行うルールが再徹底が図られ、今後、水稲作付意向が増えることが十分に想定されるとともに、過去数年の実績乖離については、外的要因として新型コロナウイルス感染拡大により外食産業を中心に米の需要が急減したことが大きな要因であり、「生産の目安」の算定要素に反映させることは地域の実情を考慮しているとは言えないため。

<p>大枠の計算方法について理解は出来るが、作付の実態が目安と乖離する理由については米価の設定が主要因であり、米価が回復した場合は現状乖離が大きい協議会でも差が縮まる事が想定される。その場合一律でなければ生産の目安を超過する協議会が発生するのではないか。</p>
<p>当協議会は基盤整備事業も終盤を迎えております。水田活用直接支払交付金の見直しや、水田活用米穀の情勢も先行きが不透明であるため現時点では反対させていただきます。</p>
<p>主食米から非主食米へ深堀した努力が無駄になってしまう。算定要素が加わることで目安が配分が減少し基盤整備後、主食米の作付けが困難になる。</p>
<p>当初作付意向と作付実績に予期せぬ乖離が続けて生じる可能性もあり、水活の見直しに伴う復田期間が決まっている以上、過去の乖離実績を算定要素に加えてしまうと予定通りに復田を行えず、交付対象水田から外れてしまう懸念があるため。</p>
<p>生産者のアンケートを基に意向面積を報告している。協議会としては水稻を減らしたくないが、離農や情勢、経営判断により、イレギュラーに水稻が減少してしまい予想ができなく、どうしても乖離が生まれてしまうため。</p>
<p>生産者のアンケートを基に意向面積を報告している。協議会としては水稻を減らしたくないが、離農や情勢、経営判断により、イレギュラーに水稻が減少してしまい予想ができなく、どうしても乖離が生まれてしまうため。</p>
<p>農業者の高齢化に伴い急な体調不良など、水稻作付を計画していたものの対応ができなくなるケースが毎年見受けられる。戸当たりの経営面積の増加に伴い、地域として飲み込めないケースも今後更に増えると想定される。しかしながら、理由を加味し認めるなどすると結果的に意味のない対策になることも考察される。</p> <p>また、あくまでも結果的に道全体で深堀りが進んだとしても「生産の目安」による需要に即した米生産の考えと現在の米価では、再生産価格と需要と供給のバランスが成立しているとは言い難い状況。</p>
<p>農業者の高齢化に伴い急な体調不良など、水稻作付を計画していたものの対応ができなくなるケースが毎年見受けられる。戸当たりの経営面積の増加に伴い、地域として飲み込めないケースも今後更に増えると想定される。しかしながら、理由を加味し認めるなどすると結果的に意味のない対策になることも考察される。</p> <p>また、あくまでも結果的に道全体で深堀りが進んだとしても「生産の目安」による需要に即した米生産の考えと現在の米価では、再生産価格と需要と供給のバランスが成立しているとは言い難い状況。</p>
<p>米価次第で翌年度の作付け意向面積が大きく回復する場合もあり、そうした際に意向通りに作付けできなくなるため。</p>
<p>地域全体では基盤整備事業が毎年行われており、基盤整備が完了し復元していく中で乖離実績を算定要素に加えられると、意向面積と目安の差以上になる事が懸念される。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域協議会エリアは、高齢の水稻農家が多く病気等により、急遽、委託可能な省力作物（緑肥や小麦等）へ変更となるケースがあり、結果としてどうしても乖離が生じてしまうケースがある。</li> <li>・水稻作付維持を基本方針としており、積極的に深堀りを進めているわけではない。</li> <li>・転作面積の配分や米の生産数量目標の配分の時代からも遵守してきたし、今日においても、備蓄米や加工用米に取組むなど、生産の目安の遵守に努めている。</li> <li>・深堀りになってしまうこと自体は国の方針と合致しており、需要に応じた生産と認識している。</li> <li>・今般の水活の見直しの影響により、今後5年間で田畑輪換や水稻とのブロックローテーションを行うなど水稻の作付意向が増加する予定。こうした状況下において、過去の乖離実績を算定要素に加えた場合、水稻作付けに支障をきたすことが想定され、農業者、農業者団体からも理解が得られないものと考えている。</li> <li>・以上の理由により、過去の乖離実績を算定要素に加える案には反対である。</li> </ul>
<p>※どうしても過去の乖離実績を算定要素に加えるのであれば、公平性の観点から、例えば、道枠等で水稻面積の受け手から出し手に対し10a当たり助成等を設定すべき。（米を多く作り実績をつくれれば多く配分がもらえるシステムは不公平である。過去からの経過も含め転作に協力している産地があって米が作付できることも理解してほしい。）また、上記に加え、乖離実績の数値は、R4年産からR8年産（5年間）の実績を用いることとし、算定要素に加えるのは、R9年産以降に導入すべき。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域協議会エリアは、高齢の水稻農家が多く病気等により、急遽、委託可能な省力作物（緑肥や小麦等）へ変更となるケースがあり、結果としてどうしても乖離が生じてしまうケースがある。</li> <li>・水稻作付維持を基本方針としており、積極的に深堀りを進めているわけではない。</li> <li>・転作面積の配分や米の生産数量目標の配分の時代からも遵守してきたし、今日においても、備蓄米や加工用米に取組むなど、生産の目安の遵守に努めている。</li> <li>・深堀りになってしまうこと自体は国の方針と合致しており、需要に応じた生産と認識している。</li> <li>・今般の水活の見直しの影響により、今後5年間で田畑輪換や水稻とのブロックローテーションを行うなど水稻の作付意向が増加する予定。こうした状況下において、過去の乖離実績を算定要素に加えた場合、水稻作付けに支障をきたすことが想定され、農業者、農業者団体からも理解が得られないものと考えている。</li> <li>・以上の理由により、過去の乖離実績を算定要素に加える案には反対である。</li> </ul>
<p>※どうしても過去の乖離実績を算定要素に加えるのであれば、公平性の観点から、例えば、道枠等で水稻面積の受け手から出し手に対し10a当たり助成等を設定すべき。（米を多く作り実績をつくれれば多く配分がもらえるシステムは不公平である。過去からの経過も含め転作に協力している産地があって米が作付できることも理解してほしい。）また、上記に加え、乖離実績の数値は、R4年産からR8年産（5年間）の実績を用いることとし、算定要素に加えるのは、R9年産以降に導入すべき。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲作付維持を基本方針としており、深堀りを積極的に進めているわけではない。</li> <li>・深堀り自体は国の方針と合致しており、需要に応じた生産であると認識している。</li> <li>・水活の見直しの影響により、今後5年間に於いて水稲含むブロックローテーションを行う体系が増加する予定の中、過去の乖離実績を算定要素に加えた場合、この推進に支障をきたすことが想定される。</li> <li>・以上の理由により、過去の乖離実績を算定要素に加える案には反対である。</li> </ul> <p>※どうしても過去の乖離実績を算定要素に加えるのであれば、公平性の観点から、例えば、道枠等で水稲面積の受け手から出し手に対し10a当たり助成等を設定すべき。（米を多く作り実績をつくれれば多く配分がもらえるシステムは不公平である。過去からの経過も含め転作に協力している産地があって米が作付できることも理解してほしい。）また、上記に加え、乖離実績の数値は、R4年産からR8年産（5年間）の実績を用いることとし、算定要素に加えるのは、R9年産以降に導入すべき。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域協議会エリアは、高齢の水稲農家が多く病気等により、急遽、委託可能な省力作物（緑肥や小麦等）へ変更となるケースがあり、結果としてどうしても乖離が生じてしまうケースがある。</li> <li>・水稲作付維持を基本方針としており、積極的に深堀りを進めているわけではない。</li> <li>・転作面積の配分や米の生産数量目標の配分の時代からも遵守してきたし、今日においても、備蓄米や加工用米に取り組むなど、生産の目安の遵守に努めている。</li> <li>・深堀りになってしまうこと自体は国の方針と合致しており、需要に応じた生産と認識している。</li> <li>・今般の水活の見直しの影響により、今後5年間で田畑輪換や水稲とのブロックローテーションを行うなど水稲の作付意向が増加する予定。こうした状況下において、過去の乖離実績を算定要素に加えた場合、水稲作付けに支障をきたすことが想定され、農業者、農業者団体からも理解が得られないものと考えている。</li> <li>・以上の理由により、過去の乖離実績を算定要素に加える案には反対である。</li> </ul> <p>※どうしても過去の乖離実績を算定要素に加えるのであれば、公平性の観点から、例えば、道枠等で水稲面積の受け手から出し手に対し10a当たり助成等を設定すべき。（米を多く作り実績をつくれれば多く配分がもらえるシステムは不公平である。過去からの経過も含め転作に協力している産地があって米が作付できることも理解してほしい。）また、上記に加え、乖離実績の数値は、R4年産からR8年産（5年間）の実績を用いることとし、算定要素に加えるのは、R9年産以降に導入すべき。</p>
<p>乖離が極小であれば補正されないとあるが、極小とはどのくらいの面積なのか明示されていなければ賛成できない。また、当協議会で作付意向と作付実績が乖離する原因の多くは、生産者の離農であると認識している。例年10月に各生産者へ作付け意向を調査するが、離農の多くは12月に農家から申告される。農家の高齢化は進んでおりこれから離農者は多く出てくる。乖離があった協議会に責任を持たせるならば、離農があった翌年の生産者に責任を持たせることになり、離農があるかどうかは生産者に原因があることではなく、また、読むこともできない。このため乖離した協議会に補正を行うかどうかは、乖離した原因別に補正を行うべきではないか。</p>
<p>ある程度前の年に作付は決まっていると思うが、予期せぬ変更などあったときに対応できないため。</p>
<p>作付動向調査を行った段階では、毎年目安を超えており、加工用米や飼料用米で調整している。調整の際に、農協の懇談会等で飼料用米等を作付けするメリットを推しだし、再度飼料用米の取りまとめなどを行い、目安を守っている。</p> <p>その結果目安以上の深堀りとなることがあるが、飼料用米等のメリットを理解し作付け転換した農業者へ、再度主食用米へ戻すよう促すのは難しい。又、深堀りとなった面積を次回以降の目安の面積に反映すると、目安を守ろうとした結果、再度深堀りとなる可能性があり、年々目安を守ることが厳しくなっていく。</p>
<p>作付動向調査を行った段階では、毎年目安を超えており、加工用米や飼料用米で調整している。調整の際に、農協の懇談会等で飼料用米等を作付けするメリットを推しだし、再度飼料用米の取りまとめなどを行い、目安を守っている。</p> <p>その結果、目安以上の深堀りとなることがあるが、飼料用米等のメリットを理解し作付け転換した農業者へ再度主食用米へ戻すよう促すのは難しい。又、深堀りとなった面積を次回以降の目安の面積に反映すると、目安を守ろうとした結果、再度深堀りとなる可能性があり、年々目安を守ることが厳しくなっていく。</p>
<p>乖離実績を含めて生産の目安を算定することにより目安配分を増やすことができるのであれば賛成だが、逆に目安を削減する場合は更なる深堀りが進み乖離状況が悪化すると考える。</p>
<p>変更案について、詳細な説明を受けていないため、現時点では賛成できません。</p>
<p>当地区は生産者の主食用米作付けの意向が強いため。</p>
<p>当地区は平成30年の震災被害からの復旧途中で、未だにすべてが回復していないため、生産者の作付意向があっても復旧工事のため作付がままならない状況が続いている。また基盤整備事業の工事についても予算の関係で時期が判明しないために一応作付予定の意向としている。</p>
<p>仮に減らすとなった場合、農業者が対応できるか不明なため。</p>
<p>目安で示された面積数値より過大な面積での作付けを続けると際限なく作付できるため。</p>
<p>目安よりも実績が大きく下回った場合、次年度の目安が下がってしまうと生産に支障がでるため。</p>
<p>北海道で把握している乖離の大きい一部の地域協議会に直接ヒアリングするのが良い。</p>
<p>次年度の交付金について10月頃では情報が無さすぎるためこの時点の予定とは大きくずれてしまう。</p>

北海道から提示されている生産の目安は年々主食用米を減らす傾向にあるため、令和5年以降主食用米の作付けを減らされた場合に農業者が生産の目安を守らないで主食用米を作りたいという意見が挙がる可能性がある。
<p>水稻の作付面積が減少している中で、可能であれば水稻作付面積を維持したいとの生産者の考えがあるが、春先まで主食用米以外への転換を熟慮した生産者がいた結果、乖離が生じたもの。</p> <p>この乖離を算定要素に含めることは、生産者の真摯な考えを否定することになりかねない。</p>
R2年産の飼料用米へ対する道枠補助など、例年にない措置が取られた場合に、その後数年間影響が大きいと考えます。
生産の目安に近づくような努力はしている。生産者が所得の確保に努められるような取り組みをさせてあげたい。
<p>水稻種子注文は、10月頃までには大方済むが、注文後に生産者の作付け意向の変更や体調不良での作付転換となっているのが実態です。需給環境はもちろん、経安等制度の動向や産地交付金額（道枠）の決定なども作付転換に影響しています。生産者の経営判断で、結果的に目安から深堀した場合に、翌年以降の主食用米の目安の配分を減少させるということは、「主食用米から転換は、その分は今後主食用米は作付け出来ない」（主食用米の目安は減る一方）という考えになりかねなく、安定経営の弊害となる。</p> <p>目安は、作付け意向調査を基本とし、北海道の深堀面積を減少させる取り組みは、地域間調整を全道的にスムーズに活用できるようにすればよいと考えます。</p>
<p>今後の生産の目安における交付金の金額の動向によっては主食用米が有利となってしまう場面もあるため公平性の観点から乖離実績を反映することには反対です。</p> <p>また、ホクレン等実需からの要望に応じてさらに深堀する場面もあることから反対とします。</p> <p>（ホクレンでは4月の段階で加工用米等の数量を聞き取りし、実需に契約をとりますが、生産者は作付けが完了した6月の出荷契約まで作付面積が固まりません。そのため、実需への提示し数量が超過した場合はJAに協力依頼がくることがあります。それに対応して乖離実績が反映されるのであれば協力できなくなっていきます。）</p>
<p>生産者は時期ごとの天候、育苗過程など、さまざまな要因で急遽作付変更を必然に行う現状を制御できない。大規模経営の中で計画通りに進める生産者とそうならない生産者が拮抗する中で、さらにJA以外の米業者との非主食契約を6月末直前に農政事務所に提出されその後、こちらが知りえても調整のしようがない。本年のように全道で目安を余す地区から手上げを受けて調整するスタイルでよい。</p>
「生産の目安」が12月頃提示されているが、実際に作付けが終わるのが翌年6月上旬であり、その間に苗の生育不良や生産者の体調不良になったこともあり、その年によっては乖離することもあるので最初から調整はしなくてもいいのではないかと思う。
農業者の死亡等で作付けができなくなるなど、調整ができない理由によるものもあるので考慮が必要
全体の課題にするのではなく、乖離する地域に対する是正の対策を講じるべき
10月の段階では主食用米以外の部分が不透明なためどうしても差ができてしまいますので、算定要素を加えるにしても当初はかなり緩やかなものにしていただきたい。
<p>今後、議論を深める必要がある。</p> <p>現時点では、反対</p>
目安の配分を速めれば解決するのでは
水活交付金のルール徹底等で生産者現場の更なる混乱に陥らないようにするため
<p>過去の乖離実績を含めるのは地域にとってメリットデメリットが両方存在しており、深堀している理由やできない理由等、地域実情を考慮に入れる必要があるのではないか。このため一律的な仕組みには慎重な判断が必要。地域として施設など様々な理由により、これ以上の転作に対応ができなかったり、主食用以外の取組に回したくても回せない状況もある。減産目安数値だけでは地域も疲弊するしかなく、数値だけではない対策も併せて示す必要がある。</p> <p>乖離する理由をしっかりと精査する必要があるのと同時に、道再生協において乖離部分を解消できる時期に仮配分を行い本配分する仕組みとスケジュールの調整が必要では？</p>
<p>ここ数年、高齢化等の理由により、目安配分のあとに作付面積が減少する農家が出てきており、本町のようにそもそも水稻面積が少ない地域は、乖離実績の算定影響を受けやすい。大前提として目安を越えての作付は行っていないので、地域別の実情も踏まえ慎重に検討していただきたい。</p> <p>※【参考別紙】算定イメージ中の、「乖離が極小なので補正なし」の極小の基準が気になります。</p>

**問3 産地交付金の有効活用に向けた検討の基礎資料とするため、以下の回答について、ご協力をお願いします。**

**問3-1 全道枠各用途における具体的な要件の定着状況等について、教えてください（既存の取組要件のうち、「定着度の高い取組」を明らかにするための調査です）。**

※ 別途集計し、次年度以降の産地交付金（全道枠）の検討材料とする。

**問3-2 全道枠各用途における具体的な要件に加えて欲しい技術がある場合は、以下に記入してください（収益力向上に資することが明確であり、地域協議会で取組を確認できるものに限るため、要望にお応えできないことがあります）。**

（協議会からの回答内容詳細）
<p>○追加要件                      コメのフレコン出荷                      ○見込まれる利点                      生産者（作業員含む）及び実需者の作業省力化及び出荷に係る人件費や資材経費の削減</p>
<p>【胴割れ対策】灌漑排水や走り水による土壌水分を保つ水管理。また、圃場への灌漑水のかけ流しによる登熟前期の高温対策。</p>
<p>密苗中苗、幼穂形成期の確認及び危害危険期の深水管理の実施</p>
<p>非主食用米に高い技術を求めるのはナンセンス。                      極力、道はビジョンの個票を減らし、取組要件の選択数の1から2つとし、取組やすく広く非主食に協力している生産者に交付できるようにすべき。また全道枠予算は減らし地域枠に充当すべき。                      生産費高騰、食料安保、自然災害等の増大を考慮して要件を検討すべき。高齢農家が北海道農業を支えている事実を直視してわかりやすく複雑にしないことが重要である。簡易版の「農業版BCP」も加え、取組みやすものを追加すべき。</p>
<p>リモートセンシングによる生育診断に基づいた収穫</p>
<p>バイオガスの副産物の消化液の利用</p>
<p>加工用米の具体的な要件項目について、「種子消毒の実施」の「薬剤消毒、購入種子（消毒済み）」の項目が令和4年産より削除されましたが、消毒済み種子の使用はいもち病等の病害において発生予防に大きく寄与していると考えており、未消毒の備蓄種子が一定の割合で供給されている実態を踏まえると、項目が削除されたことによる未消毒種子の使用率増加が懸念されます。以上のことから、種子消毒の実施項目については温湯消毒の他、薬剤消毒及び購入種子（消毒）の再度追加を希望します。</p>
<p>加工用米の具体的な要件項目について、「種子消毒の実施」の「薬剤消毒、購入種子（消毒済み）」の項目が令和4年産より削除されましたが、消毒済み種子の使用はいもち病等の病害において発生予防に大きく寄与していると考えており、未消毒の備蓄種子が一定の割合で供給されている実態を踏まえると、項目が削除されたことによる未消毒種子の使用率増加が懸念されます。以上のことから、種子消毒の実施項目については温湯消毒の他、薬剤消毒及び購入種子（消毒）の再度追加を希望します。</p>

## 問4 その他、自由記載

### 問4-1 その他、「生産の目安」に関する意見があれば記入願います。

(協議会からの回答内容詳細)
<b>【深掘りへの対応】</b>
5年問題により転作を辞め水田へ戻る農地により水稲面積自体は増える事が考えられるが、目安の面積は増えるのか。また、本年度の営農が終了してから考える生産者も多い事から、11月～12月の集約では結論が出ていない場合は4月までに大きく変動する事が考えられる。
主食用米作付の動向については米の価格や飼料用米の助成内容等の影響が大きく近年作付面積の増減が大きくなっている。また、令和4年産についてもリノベーション事業等の影響により、急遽各農家の意向ではない中、主食用米を削減した経緯等もある。そうした中、「過去の乖離実績による調整案」は賛成するが特殊な事情等を考慮した運用としてほしい。
飼料用米への転換にこそ厳格な目安を作るべき。 (主食用米に対し多くても3%以内など)
補足資料のとおり乖離分が各協議会に平等配分されるのであれば賛成である。
問2-3について、同一農協内において、近隣市町村間で調整しているケースもあるため、近隣間で調整ができていない状況等を考慮していただきたい。
現状の取組が良いと思います。また、目安と実際の作付面積の乖離については、今年度のように地域間調整を行えばよいと思います。
実績乖離を反映させるのは基本的に賛成ですが、実績を過去に遡って反映させるのは反対です。周知期間が必要と考えます。
当協議会では生産の目安を遵守するため、生産者に制度を理解してもらいながら備蓄米や飼料用米などにご協力いただき作付調整を行ってきています。特別な理由なしに目安を超えて多く作付している地域があると説明がつかなくなるので、今後もそのようなことがないよう進めていきたいと思います。
<b>【提示スケジュール】</b>
生産の目安を教示する時期をできれば早めてほしい。
生産の目安が共有されるまでに時間がかかりすぎです。目安が共有させてから深掘りをするのに飼料用米を手配したくても、専用品種の発注が間に合わなかったというケースがありました。もっとスピーディーに対応してください。
<b>【算定方法】</b>
生産者の規模が小さく一律〇〇%減といった方法が取れず、一部の生産者にのみ負担を強いるわけにいかないため、検討をお願いします。
「生産の目安」の根拠を示してほしい。(具体的な計算内容) 前年の主食用米作付け実績は考慮しないとしながらも毎年目安が減少しています。 作付け意向調査の数字とかけ離れているため、どういった計算での数値なるか全協議会分を掲示してほしい。
<b>【産地交付金(全道枠)】</b>
令和4年産は令和3年産の米価の下落もあり、全国的な作付転換が進んでいるが、作況によっては在庫量は予断を許さない状況であり、今後も継続した推進方法では生産の目安を遵守し続ける事は困難であるとする。生産の目安を一定の範囲で達成する事によるメリット・達成しない際のデメリットを明確に設定するか、国が主導する中で図っていく事が現実的ではないか。
水田活用米穀の面積が増えていることから、取組面積増加の助力となる「産地交付金(個票)」の新設
「生産の目安」取組実績に応じた、「産地交付金」の傾斜配分
本協議会内は、水稲専業の生産者が大多数を占めており、産地交付金の取組要件が複雑化(飼料用米、加工用米)することにより、非主食用米への転換が促進されず生産の目安を達成できない可能性がある。

<b>【その他】</b>
過去より転作協力を行っているが、年々減少する生産の目安を守る為、更なる転作に協力している。 田畑輪換の導入も、後継者不足や高齢化が進み、作業計画の見直しや労働力・資材・機械等の確保など様々な課題があり、水稲地帯としては主食用作付（水張り）を増やしたいのが実情。
「5年に一度の水張り」が「生産の目安」を守る上で、複雑となる要因の一つとなる。
R5以降も農業者の手取りに影響を及ぼさないよう、引き続き適正な生産の目安を検討いただきたい。
あくまで「生産の目安」であるが、生産者から見れば強制力があるものと捉える農業者が多い。更に現在、米が安価である状況が重なることで農業経営を逼迫させる要因ともなるので、目安の算定は慎重に行ってほしいところである。
おおむね現在の方法で賛成。全国での需要量に対する作付けの抑制という観点ではいまと変更する必要はないと考えます。
米の需給及び価格の安定化を目指した「生産の目安」となるようお願い致します。
新型コロナ、ウクライナ問題、物価高騰等々、生産者責任に寄らない問題もある中、水活の見直しにより、単年度の目安を示すだけでは目安を守ってもという雰囲気末端で生まれてきており、いつまで地域協議会として目安を守り達成し得るのかわからない状況。 5年ルールもある中、「数年先までの目安」のほか道農業全体の需給拡大と消費拡大対策を道再生協が中心となり関係機関との調整を図って示していただきたい。その上で将来を見通せる希望も含め、具体的な生産計画を地域が立てられるようご尽力をお願いしたい。
本町では、昨年からJA主導で緊急的に加工用米の取組を行っているところですが、例年の作付意向調査では加工用米の取組意向はなしとして報告しています。しかし実際の目安配分時には必ず主食用以外(加工用米)の配分がプラスされている状況です。目安の乖離分が配分算定に影響するとすれば、JAの加工用米取組有無で乖離面積が変わってきますので、今後の説明会等含め、慎重な検討をお願いします。
当市では非主食用米の出荷契約は概ねJAとしている状況であります。「生産の目安」を上回らないようにJAには非主食用米の受け入れ体制を大きくしていただいています。受け入れを大きくしてもらっているので「生産の目安」を上回らないように調整できておりますが、受け入れられる数量が多ければ逆に目安を下回ってしまいます。現状、主食用米の価格が落ちていることで加工用米の取組が増加し、受け入れられる限度まで契約をしてしまうことも目安を下回る要因になっています。5年間の水張り要件を鑑みると年によって水稲作付面積が大きく増減しかねない状況でもありますし、JAがそれに応じて臨機応変に受け入れ可能な数量を変えていくのは難しいので「生産の目安」と実績の乖離が次年度の目安に反映されると対応が難しくなってしまいます。非主食用米の収入が大きい現状では目安を上回らない調整は可能でも下回らないようにする調整は難しいと考えております。
産地交付金の5年水張りルールが示されて以降、主食用米の作付面積増加が考えられます。対応については明示されておりませんが、「生産の目安」に大きく関わってくるものと思います。具体的には出来すぎた米を飼料用米に回すより、牧草を作る方が効率的ですので、人向け、畜産向けの自給率の目標に対して先回りして取り組まれるのがいいかと存じます。
地域再生協議会内に複数の集荷団体があつた場合の面積把握や取組確認に苦慮する部分があるので、目安配分先の団体と産地交付金の申請団体を同一として、集荷団体ごとの目安消化と申請手続きが可能となるよう検討してほしい。
目安は市町村に配分されるが、株式会社が生産調整方針作成者となって市町村を超えて生産者と非主食米面積を契約していることを容認しているため、目安と乖離してしまうことが、目安を機能させてない一番の要因である。その業者は取組要件の証憑を生産者から徴求もせず、協議会に負担をしいている現状を把握すべき。

**問4-2 その他、「産地交付金」に関する意見があれば記入願います。**

(協議会からの回答内容詳細)
<b>【予算の確保、地域枠の確保】</b>
転作が増加し、産地交付金の需要が高まるなか、産地交付金が年々減少しており、先行きが不安である。
産地交付金が今以上の減額配分になると、地域の特色ある農業振興が困難になる。 産地交付金の配分額は減少しているが、一方でリノベ事業や新規需要米生産への支援が拡大しているから、『相対的に地域に落ちる金額は減っていない』という理屈では、地域の農業者間の不和につながる。（町内農業者で交付金の取り合いをしているイメージ） 国が振興したいことは、地域のビジョンとは別枠の予算で行なうべき。

<p>戦略作物助成の対象面積及び、新規需要米の対象面積が増加することで地域枠が減少することの無いようお願いしたい。 また次年度以降、米の需要が減少し転作率が増加した場合、地域枠の活用額も増加となることから、しっかりとした予算確保をお願いしたい。</p>
<p>水田農業に必要不可欠な制度であり、引き続き制度化願いたい。</p>
<p>地域枠においては例年満額の配分を受けていたが、R3年度は北海道枠（飼料用米緊急助成）の深掘りがあり、地域枠が満額配分されない結果となった。 今後、緊急的な助成等がある際には助成金額を調整して、各協議会の地域枠が満額配分されるように調整してほしい。</p>
<p>産地交付金の地域活用枠が年々減少しているため、現状維持もしくは増額してほしい</p>
<p>水田活用の直接支払い交付金の国の予算が変わらない中、産地交付金（地域枠）への配分が年々減少しており、前年度をベースとしたメニュー設定に苦慮している。地域の収益力向上に向け、産地交付金（地域枠）への配分の増額を要望します。</p>
<p>地域枠が年々減少していることから、地域特性を最大限に活かすため、極力地域枠に回していただきたい思います。</p>
<p>都道府県枠の配分率が近年上がっているが地域枠への配分は制度開始から右肩下りの傾向にある。米の消費拡大も見込めず転作率が上がっていくことで、産地交付金を活用した作物支援も支援単価が年々減少している。今後、地域枠への配分増額を視野に入れていただければ、産地として目安に基づいた生産すら危ぶまれる。</p>
<p>継続した予算確保をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;"><b>【事務改善】</b></p>
<p>地域ごとの課題に対応した取組への助成、という仕組みとしては一律的な支援より収益力向上に適しているが、ビジョン承認を含めて作付が実質的に完了した時期以降である事から、見通しが不透明な中で取り進める必要があり、且つ、追加配分の見通しも不明瞭で単価についても承認後に調整出来ない為、最終的な未活用額が起り得る仕組みというのは協議会の負担が大きい。配分の範囲内で最大限活用できる仕組みとして欲しい。また、転作が年々拡大する中で地域の配分額が減少している現状では、地域として十分な支援水準は確保できていないのが現状。</p>
<p>補助事業（水田リノベなど）が混在しています。地域再生協は地域の人口減少で嘱託職員の確保も困難であり事務量が増えています。交付金の仕組みをもっと簡略化し（例：取組ではなく、出荷実績で対応。個票も振興局単位で設定。）現場のミスや事務の無駄を減らした効率化を検討願います。</p>
<p>地域の追加配分額の教示を早めてほしい。 （入金をなるべく早めたいため）</p>
<p>誘導策も理解出来ない訳ではないが、交付金内容は単純にしてほしい。 （事務量大変である。）</p>
<p>要件の項目が多く、複雑化している。更にメニューでも省力化や複数年等と増えているため算定事務に要する時間が多く、その分ミスも起りやすいと考える。</p>
<p style="text-align: center;"><b>【全道枠の用途・単価】</b></p>
<p>5年問題により水稲面積の増加が考えられる中、飼料用米等へ転換を呼びかけるのであれば、主食用米よりもメリットが出るよう交付金額を設定してほしい。当産地では現状主食用と同じくらいであれば転換しない選択が多く、メリットを感じていません。</p>
<p>主食用米の価格が低迷している中、新規需要米の交付単価を下げるのはどうか。今後主食用米の価格が少しずつ安定してくると急激に主食用米に戻る生産者が増え、いつまでも需給バランスが保たれない（生産者意見） 地域に配分される交付金額が年々減額されており今後の先行きが不安。</p>
<p>産地交付金の考え方は理解しますが、こと加工用米等水張転作部分においては需給調整の補填という考え方が根強くあり、かつ現状がそのようになっています。従来も北海道としてバランスを取り制度設計して戴いていると思いますので、今後もよろしくお願い致します。</p>
<p>地域枠の配分が不足しており、次年度の単価設定に苦慮しています。R4年度は水活見直しにより道枠の設定が難しかったと思いますが、道枠の内容で地域枠の内容が変わってくるため、大枠での方向性などを早めに示していただくと助かります。</p>
<p>水活厳格化・見直し、世界情勢の急激な変化そしてコロナ渦等の影響により、米・穀物を中心に急激な情勢変化が続く様々苦慮されていると思いますが、引き続き生産者のみなさんが安心して営農に取り組める制度設計をお願いいたします。</p>

<b>【全道枠の要件】</b>
<p>水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、今後、当協議会でも水稲の作付けが増加することが予想され、転作でありながら水稲として水張りを確保できる加工用米や新規需要米への支援はこれまで以上に重要になってくると考える。そのため、産地交付金（道枠）においては、可能な限り多くの人が対象となるよう、具体的要件等の設定を行っていただきたい。</p>
<p>高度省力化・低コスト化とありますが、生産者より省力化につながらないようなメニューがあるという意見がありました。不耕起栽培や無しろかきなど栽培技術が確立していないようなものをメニューにいれるのはどうかと思います。</p>
<p>実需者契約や収益性の向上の要件は必要であることは認識しているが、市場性、経済性が産地だけに求められ、地域では逆にそれらが足かせとなり生産を推進できない品目もあるため、より取り組みやすい要件のほか、水田活用の視点が他の施策と連動した交付金になるよう望みます。</p>
<p>近年、自然災害が多い中、収益力向上に資する取組みを行ったとしても評価できないことが多いため取組率が高いからと言って要件の変更を促さないでいただきたい。 また、収益が向上しても取組みを行うことによって費用が上がり利益が上がらないと農業者にとっては近年の価格下落もあり苦しい状況にある。</p>
<p>加工用米の具体的要件項目について、「種子消毒の実施」の「薬剤消毒、購入種子（消毒済み）」の項目が令和4年産より削除されましたが、消毒済み種子の使用はいもち病等の病害において発生予防に大きく寄与していると考えており、未消毒の備蓄種子が一定の割合で供給されている実態を踏まえると、項目が削除されたことによる未消毒種子の使用率増加が懸念されます。 以上のことから、種子消毒の実施項目については温湯消毒の他、薬剤消毒及び購入種子（消毒）の再度追加を希望します。</p>
<b>【制度全体への意見・要望】</b>
<p>9/1付日本農業新聞にて報道された飼料用米助成の見直しは、5年水張ルールの徹底を図るべく地域の水田活用の在り方を検討している最中での更なる見直しは生産者の営農への混乱を招き、次年度の水張計画をたてようとする農家は再考せざる負えない状況にあります。当地域においては、主食用米の需給調整に協力するための手段として、農家負担がさほど伴わない一般品種による飼料用米への転換を図っている生産者がいますが、あくまでも飼料用米の定着を目的にはしているわけではなく、今後の主食用米の需給調整への影響が懸念されます。資材・肥料など物価高騰により経営を圧迫されている中、農家の経営努力だけで済む問題ではなく、飼料用米助成の見直しについては検討していただきたい。</p>
<p>今年度から大きく内容に変更があった牧草の取組について、制度改正の意図は理解できますが交付金額が下がったことで経営に大きく影響を与えています。当市のビジョンで牧草の取組に対して支援をしておりますが、取組定着率の高さや配分金額の減少により交付単価の減額をしなければいけない状況となってしまいました。このままでは牧草の取組が大きく減少し需要と供給のバランスが崩れることで畜産農家への減少や遊休農地の増加などといった問題が発生していくことが懸念されますので取組に対する支援要件の緩和または他方向からの支援策を考えていただきたいです。</p>
<p>農家にとっては「産地交付金」や「戦略作物助成」は経営上必要な資源となっています。スーパー等で安価で高品質な食料を購入できるのは公金が介入しているから成り立っているという状況を鑑みていただき、日本の食糧生産体制をどうデザインしなおすのかを考えていただきたいと望みます。</p>
<b>【水活交付金の見直し】</b>
<p>この度の制度見直しについて、新聞報道で情報を得ることが多く、説明会に参加しても知りたい事が検討中であることが多い。地域再生協議会として今後の方針について協議ができない、または農業者への情報周知が図れない状況にある。迅速な情報開示をお願いしたい。</p>
<p>産地交付金は水田活用の直接支払交付金内であり、水活交付金見直しを受けて、交付対象水田の水張りで米作付けとしているが、米の需給環境を悪化させる要因であるため、米作付けでなく、水田機能を有する観点から「調整水田」も認めた上で、農地維持管理と需給調整による「調整水田」も個票メニュー、もしくは取組要件としてはどうか。</p>
<p>水活交付金の5年後要件により、ブロックローテーションで水稲を復田させる地域もあるのではと考えます。そうすると、今後の目安配分にも影響がでると思いますので、早い段階での情報共有が必要と考えます。 ※本町は、現状ブロックローテーションによる復田予定はありません。</p>

**【都道府県連携型助成】**

都道府県連携助成を活用して、不可逆的な転換の推進を図るべき。

道の財政事情は理解するが、都道府県加算の活用も視野にいれた取組と地域枠交付金の安定した確保についてお願いしたい。

**【その他】**

設問3-1については、加工用米・新市場開拓米は一括管理方式のみなので、主食用米における取組み状況を記載しています。飼料用米は一括管理方式が多いので、一般的な質問には主食用米の状況で回答していますが、直播等の特殊な質問については、区分管理のイメージで回答しています。SGSは作付がありません。

# 令和 5 年産米の「生産の目安」の設定に係る J A グループ北海道の考え方について (令和 4 年 10 月 11 日北海道農協米対策本部議決事項)

令和 4 年 10 月 14 日  
北海道農業協同組合中央会

## 1. 令和 5 年産米の「生産の目安」の設定に係る J A グループ北海道の考え方

令和 5 年産米の「生産の目安」の設定にあたっては、

- ① 5 R Y 末までに適正な在庫水準に戻すことを目標に、令和 5 年産米の手取り価格の最大限の確保を目指す
  - ② 目安の深掘りの是正に向けて、地域再生協議会の意向面積の確度向上、一括管理方式の推進、地域内・地域間・全道調整を推進する
- という考え方から、以下のとおり北海道農業再生協議会水田部会へ申し入れる。

### 【令和 5 年産米の「生産の目安」の設定に係る申し入れ内容】

- ①令和 4 年産米の作付実績程度(全道段階)となる「生産の目安」の設定を行うこと。
- ②ただし、4 年産の作柄によっては再検討を行うこと。
- ③主食用米の作付面積を拡大する意向のある協議会に対し、作付意向を最大限に踏まえて目安を配分する調整については、水田活用の直接支払交付金の見直しが提起されている状況が続いていることから、4 年産に引き続き行わないこと。
- ④地域再生協議会の意向面積の確度向上に向けて、協議会別の「生産の目安」の配分において、意向面積と実績面積の乖離を是正する配分方法のあり方について、検討すること。

## 2. 令和 5 年度産地交付金に係る考え方

### 【令和 5 年度産地交付金(全道枠)に係る申し入れ内容】

- (1)令和 5 年度の各品目の助成単価は、令和 4 年度の単価を基本とすること。ただし、飼料用米については、複数年契約 3 年目に対する産地交付金の取組に応じた国の配分が廃止される見込みのため、品目間のバランスや全道枠と地域枠の割合等を考慮し、全道枠による飼料用米の単年契約への支援を廃止も視野に検討すること。
- (2)令和 4 年度限りで措置していた「多年生牧草の戦略作物助成単価の見直しに対応した緊急的な取組支援」は激変緩和の位置づけであったため、終了し地域枠への充当を図ること。
- (3)全道枠による生産現場へのメッセージ性の明瞭化や地域協議会の事務負担軽減のため、全道枠の品目や用途の区分の簡略化を図ること。
- (4)上記を基本としつつ、国の予算編成過程で戦略作物助成や産地交付金の支援内容に変更が生じた場合については、全道枠において弾力的な対応を図ること。

以上